

「調達等合理化計画」の導入に伴う中長期目標・中長期計画の変更について

- 独立行政法人の契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直し」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、各法人において、契約状況の点検・見直しを行い、その結果を「随意契約等見直し計画」として策定・公表してきたところ。
- このたび、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）（以下「決定」という。）において、各法人は、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表、評価すること等が定められた。
- このことを踏まえ、平成27年5月に「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月総務大臣決定）が改定され、決定に掲げられた取組と整合するように目標を策定することとされたことから、各法人の中（長）期目標及び中（長）期計画の変更が必要となる。文部科学省所管国立研究開発法人の中長期目標及び中長期計画の変更案は以下のとおり。

中長期目標新旧対照表

| | 変更案 | 現行 |
|-----------|--|---|
| 物質・材料研究機構 | 2. 業務運営の基本方針 (4) 業務全体での効率化 ③ 契約の適正化 契約については「 <u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u> 」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の <u>公正性</u> 、 <u>透明性の確保</u> | 2. 業務運営の基本方針 (4) 業務全体での効率化 ③ 契約の適正化 契約については、「 <u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u> 」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の <u>適正化</u> 、 <u>透明性の確保等</u> を推進し、 |

| | | |
|------------|--|--|
| | 等を推進し、業務運営の効率化を図る。 | 業務運営の効率化を図る。 |
| 防災科学技術研究所 | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務運営の効率化</p> <p>(2) 契約状況の点検・見直し</p> <p>「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の<u>公正性</u>、<u>透明性の確保</u>等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。</p> | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務運営の効率化</p> <p>(2) 契約状況の点検・見直し</p> <p>「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の<u>適正化</u>、<u>透明性の確保</u>等を推進し、業務運営の効率化を図る。</p> |
| 放射線医学総合研究所 | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>Ⅲ. 4. 業務及び人員の合理化並びに効率化に関する事項</p> <p>・「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の<u>公正性</u>、<u>透明性の確保</u>等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。</p> | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>Ⅲ. 4. 業務及び人員の合理化並びに効率化に関する事項</p> <p>・<u>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」</u>(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の<u>適正化</u>、<u>透明性の確保</u>等を推進し、業務運営の効率化を図ることとする。</p> |
| 科学技術振興機構 | <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務経費及び一般管理費の効率化</p> <p>また、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施し、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、<u>公正性</u>、<u>透明性を高める</u>ため、その理由等を公表する。</p> | <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 業務経費及び一般管理費の効率化</p> <p>また、調達案件は原則一般競争入札によるものとし、随意契約を行う場合は、<u>透明性を高める</u>ため、その理由等を公表する。</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| 理化学研究所 | <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 契約業務の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>①「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、理化学研究所が策定する「<u>調達等合理化計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> | <p>V. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 契約業務の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>①理化学研究所が策定する「<u>随意契約見直し計画</u>」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> |
| 宇宙航空研究開発機構 | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、原則として一般競争入札等によることとする。また、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、「<u>調達等合理化計画</u>」に沿って、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、「<u>調達等合理化計画</u>」の実施状況をWebサイトにて公表する。</p> | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 内部統制・ガバナンスの強化</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、<u>真にやむを得ないものを除き</u>、原則として一般競争入札等によることとする。また、<u>同計画に基づき</u>、機構が策定した<u>随意契約見直し計画にのっとり</u>、<u>随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とする</u>。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、<u>真に競争性、透明性が確保されるよう留意する</u>。<u>随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については</u>、監事による監査を受ける。また、<u>随意契約見直し計画の実施状況をWebサイトにて公表する</u>。</p> |
| 海洋研究開発機構 | <p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>3 契約の適正化</p> | <p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>3 契約の適正化</p> |

| | | |
|--------------------|---|--|
| | <p>契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、随意契約によった場合は、<u>公正性、透明性を高めるためその結果を公表する。加えて、「独立行政法人における調達等合理化計画の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとする。</u></p> | <p>契約については、<u>真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、随意契約によった場合は、透明性を高めるためその結果を公表する。</u></p> |
| <p>日本原子力研究開発機構</p> | <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。</u></p> | <p>V. 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。</p> |

中長期計画新旧対照表

| | 変更案 | 現行 |
|-----------|---|---|
| 物質・材料研究機構 | <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2. 業務運営の基本方針</p> <p>(4) 業務全体での効率化</p> <p>③ 契約の適正化</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について</u>」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、<u>随意契約の適正化、一者応札・応募の低減、物品・役務調達方法の合理化等の取組を着実に実施するとともに随意契約に関する内部統制の確立等のガバナンスの徹底についても取組を行う。</u></p> | <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2. 業務運営の基本方針</p> <p>(4) 業務全体での効率化</p> <p>③ 契約の適正化</p> <p>契約については、「<u>独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて</u>」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、<u>一般競争入札の競争性等を確保するため、仕様等について第三者による事前審査の対象案件を拡大するとともに、電子システムを活用した調達関連情報の透明化等の取組を着実に実施する。</u></p> |
| 防災科学技術研究所 | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 業務運営の効率化</p> <p>(4) 契約状況の点検・見直し</p> <p><u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)</u>を踏まえ、防災科研の締結する契約については、原則として一般競争入札などによることとし、<u>公正性、透明性</u>を確保しつつ、厳格に手続きを行う。</p> <p>また、一般競争入札などにより契約を締結する場合であっても、真に透明性、競争性が確保されているか、厳格に点検・検証を行い、過度</p> | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1. 業務運営の効率化</p> <p>(4) 契約状況の点検・見直し</p> <p><u>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)</u>を踏まえ、防災科研の締結する契約については、<u>真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札などによることとし、透明性、競争性</u>を確保しつつ、厳格に手続きを行う。</p> <p>また、一般競争入札などにより契約を締結する場合であっても、真に透明性、競争性が確保されているか、厳格に点検・検証を行い、過度</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| | <p>な入札条件の禁止、応札者に分かりやすい仕様書の作成、公告期間の十分な確保などを行う。これらの取組を通じて経費の削減に取り組む。</p> <p>さらに、<u>調達等合理化計画</u>の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、<u>契約監視委員会の点検</u>を受け、その結果をホームページにて公表する。</p> | <p>な入札条件の禁止、応札者に分かりやすい仕様書の作成、公告期間の十分な確保などを行う。これらの取組を通じて経費の削減に取り組む。</p> <p>さらに、<u>随意契約見直し計画</u>の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、<u>契約監視委員会の点検</u>を受け、その結果をホームページにて公表する。</p> |
| 放射線医学総合研究所 | <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>II.7. 契約の適正化</p> <p>研究所において策定した「<u>調達等合理化計画</u>」(平成27年7月)及び「<u>契約監視委員会</u>」による点検等を通じ、<u>契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研究所が締結する契約については、国からの閣議決定等の主旨に沿って、研究成果の最大化を目指すために、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務をはじめ研究所の事務・事業の特性を踏まえ、研究所の規程等を運用し、随意契約その他合理的な調達を実施する。その際、一般競争入札を実施していないことによる公正性、透明性の低下に関しては、随意契約にあっても事前と事後の公表の徹底を図る。</u> ・ <u>調達等合理化計画の実施状況を含む契約の適正な実施については、契約監視委員会の事後点検等を受け、その結果をウェブサイトにて公表する。</u> | <p>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>II.7. 契約の適正化</p> <p>研究所において策定した「<u>随意契約等見直し計画</u>」(平成22年4月)及び「<u>契約監視委員会</u>」による点検等を通じ、<u>契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研究所が締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として競争性のある契約方式によることとし、透明性、公平性を確保しつつ、公正な手続を行うよう、引き続き調達手続に関する改善を進める。ただし、研究開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。</u> ・ <u>随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、内部監査及び契約監視委員会の点検等を受け、その結果をウェブサイトにて公表する。</u> |

| | | |
|-------------------|---|---|
| <p>科学技術振興機構</p> | <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 業務の合理化・効率化 ・ <u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u>（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、調達案件については原則一般競争によるものとし、<u>随意契約による場合は、公正性、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</u></p> | <p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2. 業務の合理化・効率化 ・ 調達案件については原則一般競争によるものとし、<u>随意契約による場合は、透明性を高めるため、その理由等を公表する。</u></p> |
| <p>理化学研究所</p> | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4. 契約業務の適正化 契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によるものとし、<u>「調達等合理化計画」</u>に基づく取組の着実な実施により、<u>公正性、透明性を十分に確保するとともに、随意契約によらざるを得ない場合は、その理由等を公表する。</u></p> | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4. 契約業務の適正化 契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によるものとし、<u>平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」</u>に基づく取組の着実な実施により、<u>透明性・公平性を十分に確保するとともに、随意契約によらざるを得ない場合は、その理由等を公表する。</u></p> |
| <p>宇宙航空研究開発機構</p> | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 内部統制・ガバナンスの強化 (3) 契約の適正化 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構の締結する契約については、原則として一般競争入札等によることとする。また、<u>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」</u>（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、<u>「調達</u></p> | <p>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1. 内部統制・ガバナンスの強化 (3) 契約の適正化 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、契約については、<u>真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとする。また、同計画に基づき、これまでに策定した随意契約見直し計画にのっとり、随意契約によることができる限度額等の基準を政府と同額とす</u></p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| | <p><u>等合理化計画」に沿って、公正性、透明性を確保しつつ合理的な調達を推進する。「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、「調達等合理化計画」の実施状況をWebサイトに公表する。</u></p> | <p><u>る。一般競争入札等により契約を締結する場合であっても、真に競争性、透明性が確保されるよう留意する。随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受ける。また、随意契約見直し計画の実施状況をWebサイトに公表する。</u></p> |
| <p>海洋研究開発機構</p> | <p>2 業務の合理化・効率化 (4) 契約の適正化 a. 契約については、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、<u>随意契約によった場合は、公正性、透明性を高めるためにその結果を公表する。加えて、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとする。</u></p> | <p>2 業務の合理化・効率化 (4) 契約の適正化 a. 契約については、<u>真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によることとし、随意契約によった場合は、透明性を高めるためにその結果を公表する。</u></p> |
| <p>日本原子力研究開発機構</p> | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 <u>調達等合理化計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、契約監視委員会の点検等を受け、その結果を機構ホームページにて公表する。</u></p> | <p>Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務の合理化・効率化 (3) 契約の適正化 <u>随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、契約監視委員会の点検等を受け、その結果を機構ホームページにて公表する。</u></p> |